

標 題 栃木県入札適正化委員会(第2回)の概要について

(概 要)

栃木県入札適正化委員会(平成22年度第2回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成22年12月10日(金)午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授
委員 赤塚 朋子 宇都宮大学教育学部教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授
(委員数 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 690件
抽出案件 5件(内訳)一般競争入札 2件
指名競争入札 2件
随意契約 1件
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 次長あいさつ
 - (3) 議事
・報告事項
・審議事項
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 7 議事等の概要
 - (1) 報告事項
 - ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。
また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
 - ② 抽出事案の選定理由について
宮澤委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
 - (2) 審議事項
 - ①「床止工事 大芦川その3(安全川交)」について
・工事箇所 一級河川 大芦川 鹿沼市酒野谷
・県土整備部鹿沼土木事務所発注
 - ②「小山高校管理棟耐震改修工事」について
・工事箇所 小山市若木町2-8-51
・県土整備部栃木土木事務所発注
 - ③「平成21年度 森林整備林道事業 落石防止網工工事」について
・工事箇所 日光市川俣 林道奥鬼怒線4
・環境森林部県西環境森林事務所発注
 - ④「平22県営農振総那須北(上埼玉2)第2工区舗装工事」について
・工事箇所 那須塩原市埼玉地内
・農政部那須農業振興事務所発注

⑤「(北那須) 計算機設備修繕工事」について

- ・工事箇所 那須塩原市百村3645
- ・企業局北那須水道事務所発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められた。(詳細は別紙のとおり)

問い合わせ先 県土整備部監理課

所管課	発 表 者		担 当 者		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	電 話
監理課			課長補佐	中川 雅之	2388

第3日曜日は
ふれあい育む「家庭の日」

(別紙)

1 審議事項での主な質疑

(審議案件1について)

①Q 総合評価の案件ですが、低入札価格調査は低入札調査基準価格を下回る入札をした者全員に対して行うのですか。

A 価格点と価格以外の評価点を加算した総合評価点で落札者を決めます。総合評価点が1位の者を落札候補者とし、低入札調査基準価格を下回る応札をしている場合に低入札価格調査を行います。このため、それ以外の者は調査対象となりません。

(審議案件2について)

②Q 「入札の参加条件で除外する工事」と「分離分割発注に係る入札条件で重複して落札者となることのできない工事」はどのように違いますか。

A 参加条件に記載している工事は、現在施工中の工事になります。分離分割発注となる工事は、同時期に発注し、これから施工する工事になります。

③Q 評価項目にある工事成績評定の集計対象となる工事はどのような案件ですか。

A 県の公共4部局(環境森林部、農政部、県土整備部、企業局)発注の同一工種の工事が集計対象となります。

(審議案件3について)

④Q 入札参加者が積算するにあたって、参考となる情報にはどのようなものがありますか。

A 落札者と請負契約を締結後に、当該工事にかかる最低制限価格と積算内訳を公表しています。このほかに、毎年4月に公表します積算単価表などが参考になります。

⑤Q 指名選定にあたっての技術的適正はどのように判断していますか。

A 「栃木県発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準」により判断しています。

(審議案件4について)

⑥Q 同様の工事であっても発注部局により指名される者は異なりますか。

A 各部局共通で使用する入札参加資格を持つ者の名簿があります。発注者は、この名簿から工事条件等に合わせて指名することとなります。このため、指名の仕方は同じですが、発注者や工事条件等により指名される者が異なります。

(審議案件5について)

⑦Q 1回目の見積もり合わせで決定しない場合は、どうなりますか。

A 「入札執行事務処理要領」により、見積もり合わせは2回まで行うことができます。

⑧Q これから更新の時期を迎える電気設備関係の工事についても、随意契約で相手方を選定することになりますか。

A 工事の内容により他の業者を選べるか否かなど、個別案件によって随意契約が適切かどうかを判断することになります。

2 その他

次回の審議案件抽出は、大川委員が担当することになり、6月に開催する予定となった。